

2020
03
March



CLIENT

No.336



税務トピックス

- ・「確定申告のお知らせ」の発送予定
- ・確定申告に関するご質問

P1・2

弊法人からの連絡事項

- ・マイナンバーのお取り扱いについて

労務トピックス

- ・「楽しい給与計算」のQ&A

P3・4

P6

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・集客としてのネット予約について

労務トピックス

- ・パートタイム・有期雇用労働法の改正

P5

P7



『確定申告のお知らせ』の発送予定

令和元年分確定申告は決定通知書が届いた医院から順次、電子申告にて申告書を提出しております。毎年、確定申告が終わりましたら、決定した税額のお知らせとして『確定申告のお知らせ』をお送りしております。今回も下記書類①～④の発送を予定しております。

『確定申告のお知らせ』について

令和元年分確定申告で決定した納税額のお知らせとして、『確定申告のお知らせ』を3月13日(金)に発送予定です。お手元に届きましたら、ご確認をお願いいたします。内容についてご不明な点がございましたら、お早めに担当者までご連絡ください。



① 『確定申告のお知らせ』

納税額等のお知らせとしてお送りする各表(次の②③④)の解説を記載しております。

各税金の納付日、その他注意すべき点等が明記されておりますので、お手元に届きましたらご覧ください。

令和 元年分 申告税額比較表

項目	令和元年分	前年(平成30年分)	前年(平成30年分) 前年(平成29年分)
所得	15,432,000	16,732,000	480,000
所得控除			
基礎控除	380,000	380,000	0
社会保険料控除	100,000	100,000	0
住宅ローン控除	50,000	50,000	0
ふるさと納税	45,000	45,000	0
特別控除	0	0	0
合計	375,000	375,000	0
課税所得	15,057,000	16,357,000	400,000
所得税	2,250,000	2,462,500	212,500
住民税	14,980,000	13,950,000	1,030,000
合計	17,230,000	16,415,000	815,000

② 令和元年分 申告税額比較表

今回申告した令和元年分と前年(平成30年分)の所得税額を比較したものです。最後の行が第3期分の納付金額又は還付金額*です。
*数字の前に△が付いている場合は還付金額となります。
例) △280,000 → 280,000円の還付です。

ふるさと納税をした場合
【寄附金控除】の欄に控除金額が記載されます。

令和 2年分 住民税の計算書

項目	令和2年分	令和元年分	前年(平成30年分)
課税所得	15,432,000	15,057,000	15,432,000
基礎控除	380,000	380,000	380,000
社会保険料控除	100,000	100,000	100,000
住宅ローン控除	50,000	50,000	50,000
ふるさと納税	45,000	45,000	45,000
合計	565,000	565,000	565,000
課税所得	14,867,000	14,492,000	14,867,000
住民税	14,867,000	13,950,000	14,867,000

③ 令和2年分 住民税の計算書

令和2年分の住民税額を計算したものです。市区町村により計算方法が若干異なる場合があるため、概算での計算となっております。ご了承ください。

ふるさと納税をした場合
【寄附金税額控除】の欄に控除金額が記載されます。

令和 2 年分 納税予定表

シ ー ド 1312 1311
姓 名 姓 名 姓 名
事務方法 二重課税 日本クエアス税理士法人

納税	合 計	所得課税及び 還付金控除	住民税普通徴収	事業税	消費税
3月					
4月	1,196,900	第3期 927,000			270,000
5月					
6月	381,000		第1期 300,000		
7月	770,300	第1期 770,000			
8月	867,100		第2期 300,000	第1期 100,000	
9月					
10月	380,000		第3期 300,000		
11月	987,300	第2期 770,000			第2期 100,000
12月					
1月	380,000		第4期 300,000		
2月					
3月					
4月					
5月					
合 計	5,871,800	2,620,000	1,400,000	200,000	220,000

(注)
△が付きの数字は、金額前記に「△」を表示
※ 平成30年12月現在の所得税法、地方税法に基づいて計算しています。
※ 計算した金額であるため、実際の納税額は通知書の金額と異なる場合があります。
④確定申告
※ 金額の前記に△が付きの数字は、金額前記に「△」を表示

④ 令和2年分 納税予定表

令和2年中に納めるべき所得税、住民税、事業税、消費税について納付金額又は還付金額※の予定を一覧にしたものです。

該当しない税目については表示されません。また、固定資産税については考慮外となっております。

今年の納税予定を確認することで、納税資金を計画的に準備するようにしましょう。

※金額の前に△が付いている場合は還付金額です。

確定申告に関するご質問

Question

令和元年分所得税、消費税の納期限はいつまでですか。

Answer

多くの方が口座振替（振替納税）をご利用になっております。現金で納付される方は申告期限（令和2年3月16日）が納期限となります。

【申告所得税及び復興特別所得税】

納期等の区分	法定納期限	口座振替日
確定申告	令和 2 年 3 月 16 日（月）	令和 2 年 4 月 21 日（火）
確定申告延納※	令和 2 年 6 月 1 日（月）	令和 2 年 6 月 1 日（月）

【消費税及び地方消費税】

納期等の区分	法定納期限	口座振替日
確定申告	令和 2 年 3 月 31 日（火）	令和 2 年 4 月 23 日（木）

※確定申告延納とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告分については、令和2年3月16日まで（振替納税の場合は令和2年4月21日（火））に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を令和2年6月1日（月）まで延長することができます。延納期間中は年1.6%の割合で利子税がかかります。

2020年1月より「楽しい給与計算」にソフトを移行させて頂き、皆様にはお手数をお掛けしております。今回は、「楽しい給与計算」でお客様よりお問い合わせが多かったご質問を掲載させていただきます。

Question 1

出勤日数・有休日数などを表示させたくないが、文言を消すことは可能でしょうか。

Answer 1

可能です。給与計算時に労働日数などを空白にして頂ければこちらの文言は出てきません。但し、勤怠の大枠は消すことができませんので、ご了承ください。
注：0を入力してしまうと、0として文言が出てきますので、ご注意ください。

令和2年2月分給与明細書 支給日：令和2年2月25日

勤怠	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数			
	20	0	1	12			
支給	基本給	時間外手当		職務手当			
	210,000			5,000			
	通勤費						
	4,500						
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	
	13,000	3,000	20,000	658	3,990	11,000	
合計	支給合計額	控除合計額	差引支給額				累計課税支給額
	219,500	51,648	167,852				442,500

累計課税支給額：
所得税の対象となる
給与の金額です。

Question 2

明細表に累計課税支給額が表示されるが、消すことは可能でしょうか。また、差引支給額と金額が異なるのはなぜでしょうか。

Answer 2

「その他のメニュー」→「事業所情報」から表示の有無を選ぶことが可能です。
※事業所ごとの設定となるため、従業員ごとに変更することはできません。

■ 給与明細書の設定

- 表示年月
 - 個人給与引当の月と「前月」を表示する
 - 個人給与計算の月の「前月」を表示する ※1月の給与の給与明細書が12月分を表示します。
 - 個人給与計算の月の「翌月」を表示する
- 空欄項目の項目名表示
 - 表示
 - 非表示
- 累計課税支給額の表示
 - 表示
 - 非表示
 ※給与明細書の「累計課税支給額」欄の表示、非表示を設定できます。
- 欠勤の標準メッセージ
 - 表示
 - 非表示
 ※給与明細書の「欠勤日」の表示、非表示を設定できます。
- 支払日の表示
 - 表示
 - 非表示
 ※給与明細書の「支払日」の表示、非表示を設定できます。
- 振込依頼ファイル (全振込フォーマット)
 - 振込依頼ファイル
 - 作成する
 - 作成しない
 ※「作成する」にチェックを入れると設定項目が下に表示されます。

保存する

★累計課税支給額は、扶養の範囲内で働く方等が年間給与を把握するのに便利な機能となります。年末に近づきましたら、表示することも可能ですので、よろしければご活用ください。

Question3

計算をしていて、前の人へ戻ることは可能でしょうか。

Answer3

前へ戻ることはできません。
ブラウザの戻るボタンを使用されると不具合が生じる場合がございますので、お手数ですが一度すべての従業員様の計算を終えて頂き、Q4の方法にて訂正を行ってください。

Question4

給与を一度中断して、入力済の従業員の給与計算をするには、どうすればよいか。

Answer4

全員の給与計算を保存してしまうと、下記の画面が出てきます。
「従業員一覧の表示」を選んで、給与計算を始めたい従業員を選んでください。

The screenshot shows two main panels. The left panel, titled '全員の計算が完了しています。', contains a '給与の計算' section with a date selector (令和 2 年 11 月 25 日) and a '次の手順へ進む >>' button. Below this is a red-bordered box containing the text '従業員を指定して計算&再計算する' and a link '従業員一覧の表示'. The right panel, titled '従業員を指定して計算&再計算する', shows a table of employees with columns for NO, 氏名, and 最終更新日. The first row is highlighted with a red box: NO 1, 轟が間太郎, 2020/01/25. A red arrow points from this row to a yellow callout box that says '訂正が複数いる場合は、一人ずつこの作業が必要となります。'

Question5

給与計算を確定してしまった後に、給与計算を訂正したいがどのようにすればよろしいでしょうか。

Answer5

「その他のメニュー」より給与情報を選択し、「給与・賞与の修正と追加」にて訂正してください。
注意：給与支給後に訂正はしないようお願い致します。

The screenshot shows the 'その他のメニュー-TOP' page. The '給与情報' tab is selected, and '令和2年度' is highlighted. A red box highlights the '給与・賞与の修正と追加' option in the left sidebar. An arrow points to a '給与・賞与の修正と追加' window showing a table with columns for 給与, 修正・追加, and 修正・追加. The first row is highlighted: 1月, 修正, 修正・追加. Another arrow points to a '給与の修正と追加' window for '令和2年1月給与'. The first row is highlighted: NO 1, 轟が間太郎, 在職. A third arrow points to a '支給日の修正' window with a date selector (令和 2 年 1 月 27 日) and a '保存する' button.

少子高齢化がすすみ、労働生産力が減少していくなか、パートタイマーなどの非正規労働者は、労働者全体の約4割を占めており、今や日本の経済市場を支える重要な役割を担っています。「パートだから」という理由だけで正社員との間に不合理な待遇差がある問題を改善するために2020年4月1日より「パートタイム労働者・有期雇用労働法」が改正されます。

これにより雇用形態にかかわらず、仕事内容や貢献度に応じ公正な待遇を確保し、「ワークライフバランス」社会の実現に向けて、それぞれの能力や意欲を十分に発揮できる環境整備が雇用主に求められます。
※中小企業における適用は準備負担を考慮し2021年4月1日より施行になります。

◆改正の主なポイントは以下になります。

1. 不合理な待遇差の禁止

同一の医院内（事業所内）において、常勤のスタッフの方々とパートスタッフの方々との間で、基本給、賞与、各種手当などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

これまでは、給与や福利厚生など常勤スタッフとの待遇差があってもその待遇差を説明する義務は定められていませんでした。しかし、今後は雇用主に対しパートスタッフから常勤スタッフとの待遇差について説明を求められた際は、きちんと説明をしていかなければならない義務が生じます。「パートだから」、「役割期待が異なるから」といった主観的・抽象的説明では足りず客観的に誰もがみても「不合理ではない」と納得できる具体的な理由が求められますので、待遇差を設けている医院については、「その差が不合理なものではないか」現状の確認が必要です。もしその差が「不合理ではない」と言い難い場合には、改善に向けてご検討ください。

3. 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の整備

行政ADRとは、事業主と労働者との間の紛争に対して裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。都道府県労働局において、無料かつ非公開の紛争解決支援手続きを行います。

パートスタッフに対する不合理な待遇差？

- ◆通勤手当は支給していない。
- ◆皆勤手当は勤務日数が少ないから支給していない
- ◆賞与は貢献度を評価できないので支給していない

これら全て違反になる
可能性があります。
根拠を具体的に説明
できるよう準備が必要です。
(左記は一例です。)

中小企業は2021年4月1日からの適用になりますが、就業規則や賃金規程の作成・見直しには、短時間労働者・有期雇用労働者を含む労使の話し合いや賃金原資なども考慮しながら検討しなければならないことがたくさんありますので、ご対応はお早めに計画的に進められることをお勧めいたします。

新年度になり新たに入社される方がいらっしゃると思います。入社された方に弊社へ提出していただきたい書類をお知らせいたします。

弊社へお送りいただくもの

- 扶養控除申告書・・・・・・・・・・翌年の確定申告後返却いたします
- 個人番号提供書（会計事務所提出用）・・・・・・・・1年後破棄いたします



社会保険を日本クレアス社会保険労務士法人で手続きされる医院は別途必要書類がございます。弊社担当者までご連絡ください。

医院で必要な書類

- 個人番号提供書（医院保管用）・・・・・・・・保管期間は7年です。

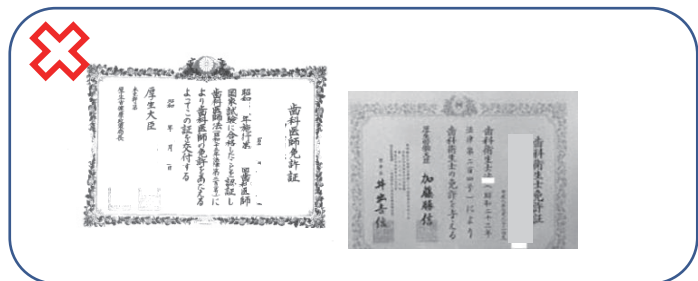


■本人確認書類

個人番号カード、個人番号通知カード、運転免許証、住民票
 ※歯科医師免許証、衛生士免許証だけでは住所の記載がないため確認できません。
 提示いただいたら、ご確認の上本人に返却いただくと保管リスクを軽減できます。

～ご注意～

※保管する場合は鍵付きの金庫等での保管をお願いします。
 ※本人確認を有料委託されている医院以外、お預かりすることができません。



誤って弊社へご送付いただいた場合、レターパックでお返しします。その際の送料はご負担いただきます。

Question

最近、患者様からネット予約をしたいとのご要望を頂きます。導入によって増患につながったとの声も耳にしますが、値段が高い等の話も聞きます。ネット予約について教えてください。

Answer

現在、ネット予約の主流といえば、EPARK歯科の名前が挙がりますが、その現状はどうでしょうか。

◇導入実績は？

全国約69,000軒の歯科医院中94%をリストアップしページにまとめているといわれており、全体の16%に当たる11,000軒が有料でEPARKと契約をしているそうです。

歯科医院のネット予約で断トツのシェアを獲得していると言えるでしょう。

◇サービス内容は？

EPARK歯科からのネット予約や電話予約が可能で、契約内容によりますが、サイト内の情報発信や来患実績の分析も行います。

◇費用は？

電話一本当たり1,200円～3,000円です。初年度は、無料でサイト内の優先順位を上げてくれます。

◇サービス利用時の注意点は？

①広告費としての費用は高め

受診の有無に関らず、電話一本につき費用が発生します。保険診療中心の医院にとっては決して安くはない金額です。また、2年目以降は追加の費用を支払わないとサイト内の優先順位が下がってしまいます。

②3年契約で基本的に途中解約ができない

初年度は無料ですが、携帯電話の様に3年間は途中解約ができません。

7年間の長期契約を結ぶと1回あたりの利用料が安くなるといった契約もあるようです。

③療担規則に抵触の可能性あり

療担規則の「有料紹介の禁止(療担2条4の2)」に抵触の可能性がります。尚、保険外診療を選択しても抵触し、利用者である歯科医院が罰則を科される可能性があります。

◇導入する際の注意点

地域の歯科医院を検索する際、必ずと言っていいほどEPARK歯科が表示されます。歯科医院の予約サービスとして広範囲に浸透しておりますが、療担規則抵触の可能性もあり注意が必要です。

自費診療が多く単価が高い場合、影響は軽微ですが、保険診療メインの医院では費用が負担となります。増患の為にネット予約を利用する際は、安易に手を出さずに広告戦略を考えた上での取組が必要かもしれません。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 336号

■発行日：2020年3月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/大阪/富山/千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート